

平成20年度 第3回
北九州市高齢者介護の質の向上委員会

2. 「第二次北九州市高齢者支援計画」について

【(7) その他】

介護保険料の段階設定の見直し

第4期介護保険料の設定について

1 介護保険料の算定方法と増減要因

第1号被保険者の保険料は、介護給付費・地域支援事業費等をもとに決定される。このため、保険料は介護サービスの利用量等に応じて決まることとなる。

第1号被保険者の保険料基準額（月額）の算定方法

3年間の介護給付費及び

地域支援事業費の費用 × 第1号被保険者負担割合（20%）

3年間の第1号被保険者数 ÷ 収納率 ÷ 12月

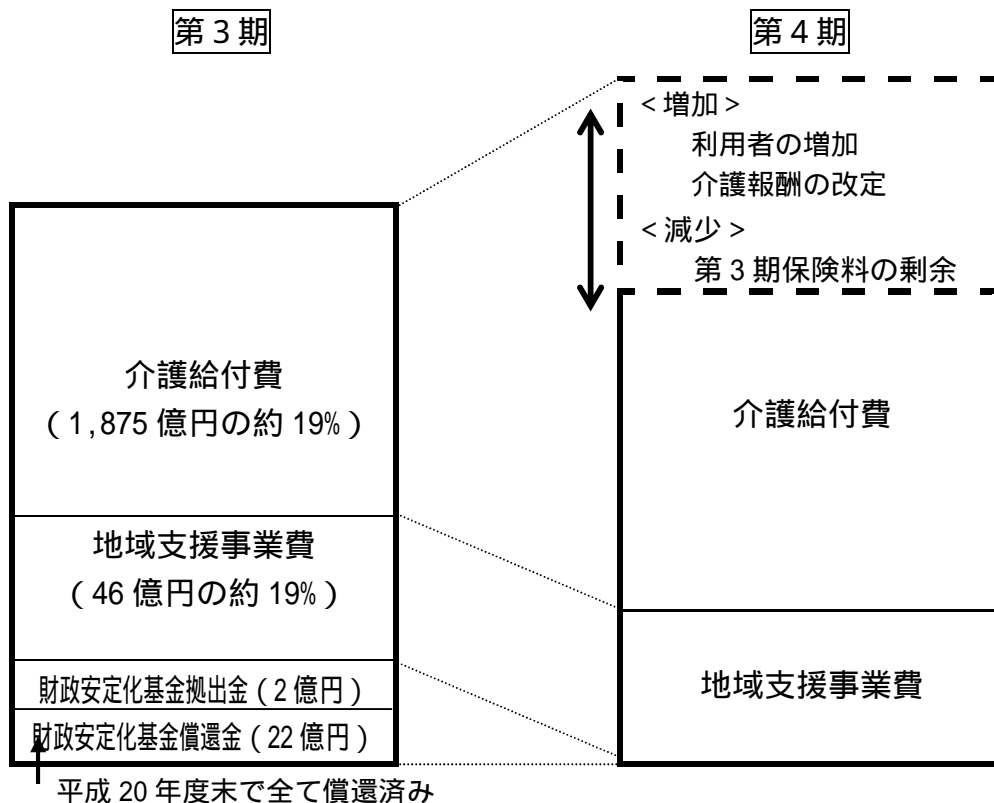
介護給付費・地域支援事業費についての第1号被保険者の負担割合
第3期（19%） 第4期（20%）

（1）保険料の主な増加要因

高齢化に伴う介護サービス利用者の増 高齢者人口の約2割がサービス利用者
高齢者人口 平成19年度（9月末） 23万人 平成23年度 24.9万人
介護報酬の改定（平成21年度から）
介護従事者の実態や事業所の経営等を踏まえ、国で介護報酬を改定

（2）保険料の主な減少要因

第2期の保険料財源不足分が償還済みとなる（約22億円）
第3期保険料の剰余（約30億円）



2 国の第4期介護保険料の基本的な考え方

(1) 税制改正に伴う激変緩和措置の終了への対応

税制改正の影響により所得段階が変わり、収入が変わらなくても保険料が急激に上昇する人に対して、保険料を段階的に引き上げ負担を軽減する激変緩和措置が平成18年度から講じられてきた。

この激変緩和措置は、平成20年度をもって終了するが、激変緩和措置の終了により保険料の上昇額が大きくなる場合に、保険者がきめ細やかな配慮を行えるよう引き続き対応する必要がある。

一方で、既に当該税制改正から3年が経過しており、激変緩和措置の対象となっていない税制改正後に65歳となった被保険者や税制改正の影響を受けなかった被保険者との均衡に配慮する必要がある。

(2) 保険料設定における考え方

激変緩和措置の終了後も、保険者の判断により、次のとおり保険料の軽減をすることができる。

現行の第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減

現行第4段階（市民税世帯課税かつ本人非課税）で、下記に示した要件の被保険者について、保険者の判断で新たに段階を設け、保険料を軽減することができることとする。

【保険料の軽減を受ける要件】

- ・市民税世帯課税本人非課税（現行の第4段階） かつ
- ・公的年金等収入金額 + 合計所得金額 80万円/年

税制改正で第5段階になった者を含む所得階層における対応

税制改正で第5段階になった者を含む所得階層における保険料の負担軽減については、現行制度の多段階設定により対応する。

3 北九州市の第4期介護保険料の基本的な考え方

国の考え方を踏まえ、本市の保険料段階について、以下のとおり対応してはどうか。

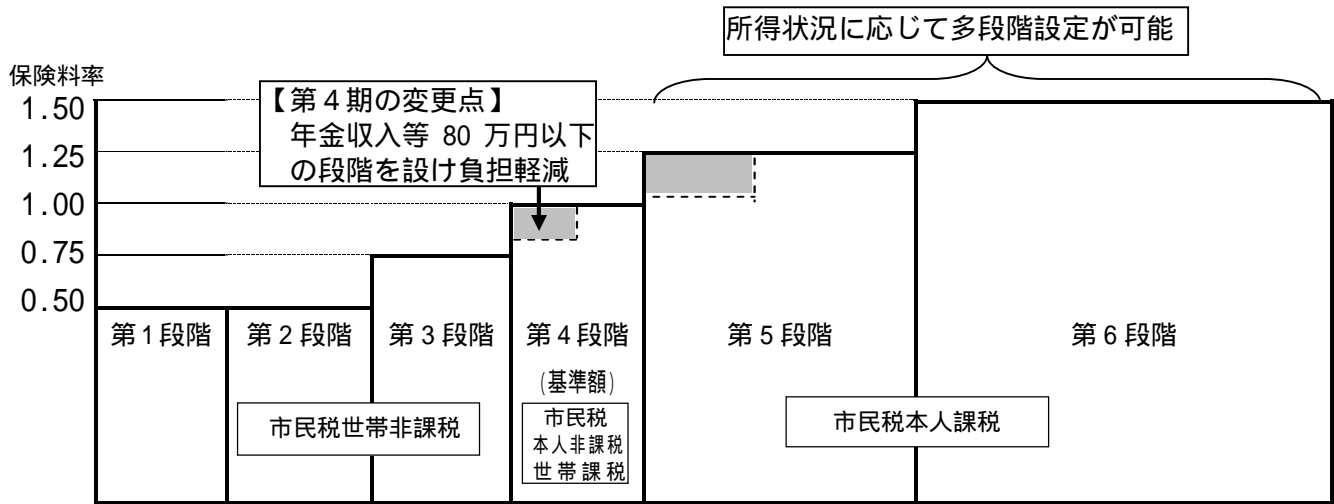
第3期保険料の段階設定をもとに、下記要件の被保険者の保険料を軽減するため、従来の第4段階を2つに区分し、より低い保険料段階を設ける。

【より低い保険料段階の要件】

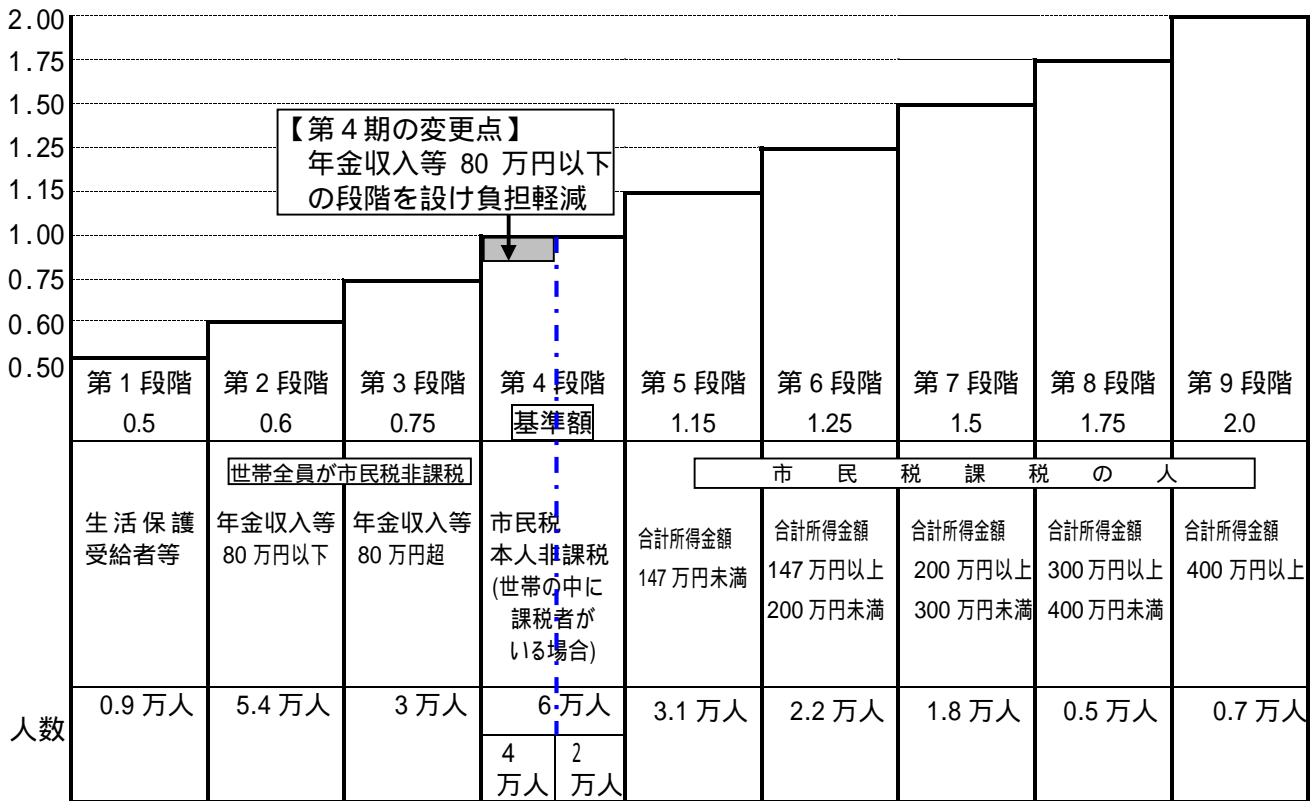
- ・市民税世帯課税本人非課税（現行の第4段階） かつ
- ・公的年金等収入金額 + 合計所得金額 80万円/年

国の示す第5段階については、本市の第3期保険料の段階設定において、既に税制改正の影響をふまえ、第5・第6段階と多段階設定をしていることから、今回変更はしないこととする。

国の示す標準的な保険料段階（平成 18～20 年度）



北九州市の保険料段階(平成 18～20 年度)



人数は平成 20 年度当初賦課での所得段階人数

第 4 期（平成 21～23 年度）の保険料段階設定（案）

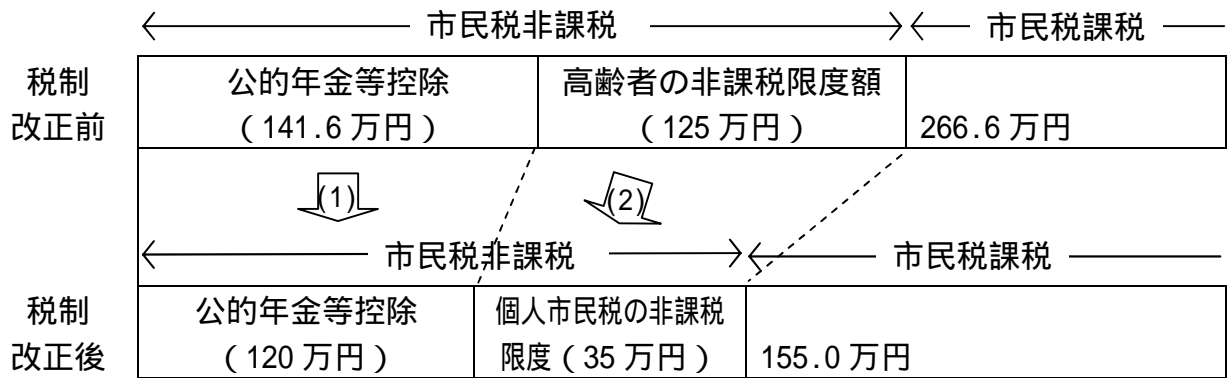
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階	第 5 段階	第 6 段階	第 7 段階	第 8 段階	第 9 段階	第 10 段階
負担割合	0.5	0.6	0.75	0.75 ～1.0	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0

参考

1 税制改正の内容

- (1) 公的年金等控除の最低保障額の引下げ（140万円 120万円）
（平成16年度改正）所得税・住民税
- (2) 高齢者の非課税限度額（合計所得金額125万円）の廃止
（平成17年度改正）住民税

*北九州市の場合（単身世帯で年金収入のみの高齢者）



2 平成18～20年度の激変緩和措置の内容（北九州市）

税制改正後の段階 年間保険料(料率)	税制改正がなかった場合の 段階と年間保険料(料率)	H18年度 年間保険料(料率)	H19・20年度 年間保険料(料率)
第4段階 57,000円(1.0) 激変緩和措置	第1段階 28,500円(0.5)	37,620円(0.66)	47,310円(0.83)
	第2段階 34,200円(0.6)	41,610円(0.73)	49,020円(0.86)
	第3段階 42,750円(0.75)	47,310円(0.83)	51,870円(0.91)
第5段階 65,550円(1.15) 激変緩和措置	第1段階 28,500円(0.5)	44,460円(0.78)	60,420円(1.06)
	第2段階 34,200円(0.6)	47,880円(0.84)	62,130円(1.09)
	第3段階 42,750円(0.75)	53,580円(0.94)	64,980円(1.14)
	第4段階 57,000円(1.0)	64,410円(1.13)	64,980円(1.14)

激変緩和措置（平成17年度税制改正で家族が市民税課税となり、第4段階に該当した場合）

激変緩和措置（平成17年度税制改正で本人が市民税課税となり、第5段階に該当した場合）

